

# 第11期 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2026年4月24日（金曜日） 午後2時  
（受付開始 午後1時30分）

## 開催場所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4A  
東京都新宿区市谷八幡町8番地

## 決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）及びその他資本剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

※ご出席が難しい場合は、議決権行使書をご利用いただき、書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

### 議決権行使期限

2026年4月23日（木曜日）午後6時まで  
<https://www.kubotaholdings.co.jp/2026/index.html>

株主各位

(証券コード 4596)

2026年4月3日

東京都港区南青山一丁目15番37号

## 窪田製薬ホールディングス株式会社

代表取締役会長、社長兼最高経営責任者 窪田 良

### 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html>  
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR資料室」内の「株主総会関連資料」をご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「窪田製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4596」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年4月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面（郵送）による議決権行使の方法	インターネットによる議決権行使の方法
<p>本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	<p>当社指定の議決権行使サイト(<a href="https://www.web54.net/">https://www.web54.net/</a>)にアクセスの上、本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。</p> <p>詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。</p>

## 記

1. 日 時 2026年4月24日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）  
2. 場 所 T K P 市ヶ谷カンファレンスセンター 4階 ホール4A（東京都新宿区市谷八幡町8番地）  
昨年と同じ会場ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 1.第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の件  
2.第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）及びその他資本剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件  
第3号議案 会計監査人選任の件  
第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結持分変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- (2) インターネットによる議決権行使は、2026年4月23日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら証券代行ウェブサポートへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://www.web54.net/>) において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「議決権行使コード」「パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、パケット通信料が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

・専用ダイヤル 0120-652-031（受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少（減資）及びその他資本剰余金の処分の件

#### 1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の理由

欠損補填及び今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項及び会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少（減資）及びその他資本剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

これにより、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性の確保に努めてまいります。

#### 2. 資本金の額の減少（減資）の内容

##### (1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額577,576千円のうち567,576千円減少し、資本金の額を10,000千円といたします。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴い増加する資本金の額と同額をあわせて減少させることにより、最終的な資本金の額は10,000千円とする予定です。

##### (2) 資本金の額の減少（減資）の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額のみを減少いたします。

#### 3. その他資本剰余金の処分の内容

上記2. に記載の資本金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、その他資本剰余金のうち欠損補填に必要な金額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

|          |             |
|----------|-------------|
| その他資本剰余金 | 3,460,412千円 |
|----------|-------------|

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

|         |             |
|---------|-------------|
| 繰越利益剰余金 | 3,460,412千円 |
|---------|-------------|

#### 4. 日程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2026年3月18日     |
| (2) 債権者異議申述公告日  | 2026年3月28日     |
| (3) 株主総会決議日     | 2026年4月24日     |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2026年4月27日（予定） |
| (5) 効力発生日       | 2026年4月30日（予定） |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

### 提案の理由

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（1名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の経営戦略及び事業運営に関する状況を踏まえ、代表取締役として引き続き当社グループの経営にあたることが適切であると判断したことから、取締役である窪田氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

|      | 氏 名               | 地位及び担当                 | 取締役会の出席状況   |
|------|-------------------|------------------------|-------------|
| 【再任】 | くぼ た りょう<br>窪 田 良 | 代表取締役会長、社長<br>兼最高経営責任者 | 取締役会 12/12回 |



生年月日 1966年10月18日生  
 当社株式所有数 40,974,954株  
 在任年数 10年4ヵ月  
 取締役会への出席状況  
 取締役会 12/12回

### 略歴、地位、担当

|          |                                              |          |                                       |
|----------|----------------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 2002年 6月 | アキュセラ・インク設立、取締役                              | 2015年12月 | 当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者                  |
| 2002年 6月 | アキュセラ・インク社長、最高経営責任者兼会計責任者                    | 2016年12月 | 当社取締役、代表執行役会長、社長兼最高経営責任者              |
| 2005年 4月 | アキュセラ・インク取締役会長                               | 2023年 4月 | 当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現）               |
| 2014年 6月 | 慶應義塾大学医学部客員教授                                | 2024年 2月 | クボタビジョン・ジャパン株式会社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現） |
| 2015年 5月 | アキュセラ・インク（現クボタビジョン・インク）代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現） |          |                                       |

### 重要な兼職の状況

クボタビジョン・インク 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者  
 クボタビジョン・ジャパン株式会社 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者

### 取締役候補者とした理由等

窪田良氏は、創業者であり、経営者としての手腕や眼科領域における豊富な知見と実績に基づくリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。当事業年度においても中長期的な事業成長及び企業価値向上に向けた成長戦略の推進を主導しており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

- (注) 1.クボタビジョン・インク及びクボタビジョン・ジャパン株式会社は当社の完全子会社です。  
 2.候補者と当社間に特別な利害関係はありません。  
 3.当社は、取締役窪田良氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。候補者の窪田良氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。  
 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。  
 5.上表における当社株式所有数は、候補者が所有している可能性のある派生有価証券は含まれておりません。  
 6.上表における当社株式所有数は、2026年2月28日現在のものです。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにHLB Meisei 有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がHLB Meisei 有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理、職業倫理、独立性における監査体制及び監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年12月31日現在)

|        |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 名 称    | HLB Meisei 有限責任監査法人                                                                                                                                                                                               |                                                                      |
| 主たる事務所 | 東京都台東区元浅草3丁目7番1号<br>住友不動産上野御徒町ビル9階                                                                                                                                                                                |                                                                      |
| 沿革     | 2005年 5月 明誠監査法人設立<br>2007年 5月 業務規模拡大に伴い、中央区京橋へ移転<br>2010年 2月 HLB International に加盟<br>2012年 3月 中央区日本橋本石町へ移転<br>2014年 8月 有限責任監査法人へ移行に伴い、明誠有限責任監査法人へ名称変更<br>2019年10月 HLB Meisei 有限責任監査法人へ名称変更<br>2023年 4月 台東区元浅草へ移転 |                                                                      |
| 概要     | 資本金                                                                                                                                                                                                               | 28百万円                                                                |
|        | 構成人員                                                                                                                                                                                                              | 公認会計士 10名<br>監査補助職員 22名<br>その他 3名<br>合計 35名                          |
|        | 業務内容                                                                                                                                                                                                              | 上場会社監査 10社<br>会社法監査 5社<br>その他の法定監査 40社<br>その他の任意監査 8社<br>非監査証明業務 23社 |

## 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2023年4月21日開催の当社第8期定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内））及び監査等委員である取締役の報酬等の額（年額50,000千円以内）の範囲内で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は1名となり、本議案にかかる新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は1名、監査等委員である取締役は3名です。

本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行したいと存じます。

### II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

#### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権50,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式5,000,000株（うち取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分の新株予約権の数は43,000個、株式の数は4,300,000株、監査等委員である取締役分の新株予約権の数は1,000個、株式の数は100,000株です。）を上限とし、そのうち下記Ⅳ. に記載のインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受ける分については、その新株予約権の数は2,000個、株式の数は200,000株を上限とする。下記Ⅲ. 1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、窪田製菓ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。

なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i) 「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）を、(ii) 「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）で除した割合をいうものとする。

#### 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 本新株予約権を行使することができる期間  
割当日から付与決議日後10年を経過する日まで。
4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 本新株予約権の行使の条件
  - (1) 本新株予約権者が、死亡若しくは障害以外の事由により、当社の取締役（社外取締役を含む。）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、使用人及びコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合で、かつ正当な理由により解約されたのでない場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
  - (2) 本新株予約権者が、障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
  - (3) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
  - (4) 本新株予約権者が、正当な理由により役務提供者を解約された場合、当該本新株予約権者の本新株予約権は、当該本新株予約権者が役務の提供を終了した日、又は当社が決定したそれ以降の日において、当社が決定した条件に従い（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に失効する。
6. 譲渡による本新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 当社による本新株予約権の取得
  - (1) (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、(b) 当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、または(c) 当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（ただし、当社の全てまたは実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (2) 本新株予約権者が上記5. の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
8. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
- 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
- 承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (i) 上記2. に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
- 組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
- 上記5. に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 上記6. に定めるところと同様とする。

9. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

10. 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

11. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

IV. 米国内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱い

本議案のご承認による委任を受け、当社取締役会にてストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議した場合には、当該新株予約権について当社と米国に居住する付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約につきまして、当該新株予約権が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受けるためのご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、2025年4月18日開催の当社第10期定時株主総会の委任を受け、2026年3月18日付の当社取締役会にて発行を決定し、米国に居住する当社及び当社子会社の使用人等に対して割り当てられた第40回新株予約権1,100個（株式の数は110,000株）につきましても、すでに第10期定時株主総会にてご承認いただいたものではありますが、実際に発行された個数について同様の取扱いを受けることを明確にたく、併せてご承認をお願いいたしたいと存じます。

以 上

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年4月21日開催の当社第8期定時株主総会において、年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）としてご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたし、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権とし、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額200,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年1,150,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

なお、第2号議案が原案通り承認可決された場合、本制度の対象取締役の員数は1名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度は、上記のとおり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」を定めており、その内容は事業報告Ⅳ会社役員の状況「5.役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。本議案が承認可決された場合には、17～18頁に記載のとおり当該方針を変更することを予定しております。

## 【本制度の内容】

### 1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### 2. 本割当契約において定める内容の概要

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日から最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### (3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得することができる。

また、当社は譲渡制限期間の満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融機関に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### (5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編行為等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場

合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は「5. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。本議案を承認いただいた場合には、以下のとおり当該方針を変更いたします。

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬について、企業価値の持続的向上及び株主の皆様との価値共有の促進を基本方針としております。取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、株式報酬には譲渡制限付株式報酬を含むものとしております。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬を含む）により構成されております。基本報酬及び賞与と株式報酬の構成比率は、原則として概ね7：3を目安とし、経営環境、各取締役の地位及び責務、業界一般に比した競争力等を総合的に勘案して取締役会において決定しております。基本報酬は年額を決定し毎月均等額を支払うものとし、賞与及び株式報酬は原則として毎年1回一定の時期に付与することとしております。賞与については、業績その他の指標を総合的に勘案して決定しております。

また、当社業務執行取締役が当社子会社の業務執行取締役を兼務する場合には、当社と当該子会社が、取締役会が合理的に決定する割合により按分して報酬を支払うものとしております。

業務執行を行わない取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬を含む）により構成し、その構成比率については、経営の状況、各取締役の地位及び責務ならびに市場水準等を踏まえて決定しております。

当社の賞与（業績連動報酬）の決定にあたっては、当社が研究開発先行型のバイオベンチャーであるという特性を踏まえ、売上高や営業利益等の一般的な財務指標のみならず、研究開発プロジェクトの主要なマイルストーン達成状況、事業提携の進捗、新規プロジェクト導入の状況、キャッシュマネジメントを中心とする財務指標等、研究開発型企業として持続的成長を図るうえで重要と判断される指標を設定しております。これらの達成状況を基に賞与基準額を算定し、最終的には当社の経営状況等を総合的に勘案して決定しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的向上に向けた中長期的インセンティブとして付与するものであり、対象取締役に対し金銭報酬債権を支給し、当該債権を現物出資財産として当社普通株式の発行または処分を受けさせる方法により付与するものとしております。譲渡制限期間その他の具体的条件については、株主総会決議の範囲内において取締役会が決定することとしております。

各取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬の額及び構成は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、経営の状況、各取締役の地位及び責務、従業員の標準的な給与水準、ならびに独立アドバイザーの提供する調査結果等を踏まえて取締役会において決定しております。独立アドバイザーの調査結果は、能力ある取締役の招聘及び維持を目的として、同業他社の報酬慣行その他市場要因についての知見を提供するものです。また、取締役会は当社の類似企業群における報酬慣行を勘案し、報酬制度の妥当性を毎年検証し、必要に応じて見直しを行うこととしております。

監査等委員である取締役の報酬は、監督機能の独立性を確保する観点から基本報酬を中心として構成し、必要に応じて株式報酬を組み合わせることがあります。各監査等委員への配分については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において監査等委員の協議により決定することとしております。

# 事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当社グループは、眼科領域に特化しグローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。

当連結会計年度におきましては、ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格や主要原材料費の高騰、輸送コストの上昇など、先行き不透明な状況が依然として続きました。アジア経済は、中国において製造業を中心に一部持ち直しの動きが見られたものの、内需回復の遅れや不動産市場の調整局面が継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。その他の地域においても景気回復のペースが緩やかになる傾向が見られました。日本経済においては国内外の金利差が影響を受け、円安基調が継続しました。このような事業環境のもと、当社グループは以下のとおり事業展開及び研究開発を推進しました。

#### [医療機器]

(ウェアラブル近視デバイス (Kubota Glass) )

現在、当社は Kubota Glass の事業拡大に向けて、地域ごとの市場特性を踏まえた戦略的な展開を進めております。

中でも中国市場においては、複数のディストリビューター（現在4社）と連携し、役割や取り組みフェーズを明確にしたうえで販路開拓を本格的に推進しており、これまでの市場探索・仮説検証の段階から、具体的な実行フェーズへと進展しています。これらの取り組みを通じて、事業面における初期の成果も徐々に顕在化し始めています。

また、中国・上海においては臨床試験を新たに開始しており、現在までのところ順調に進捗しています。これらの活動を通じて、製品価値の検証及び将来的な事業展開に向けた基盤整備を着実に進めています。

併せて、今後の持続的な成長と展開拡大を見据え、製造、供給、オペレーション全体における最適化に向けた継続的な投資及び体制整備を行っております。

今後は、既に販売を開始している日本国内におけるマーケティング活動の強化に加え、グローバル展開を見据えた外部パートナーとの協業や新たな事業機会の探索を進めることで、中長期的な事業成長につなげていく方針です。

具体的には、海外市場における認知拡大及び将来的な事業機会の創出を目的として、英国で開催される国際展示会「100% Optical」への出展準備を進めているほか、台湾市場においては販売体制構築に向けた取引開始の可能性を視野に入れた準備・調整を行っております。また、南アジア地域においては、複数の可能性を視野に入れつつ、現地パートナーとの間で市場性や事業性を慎重に見極めるための協議を継続しており、現時点では観察・検討段階に位置付けています。

加えて、日本国内においては、Kubota Glassの提供価値をより多様かつ継続的に届けることを目的とし

て、新たな販売手法の可能性について検討・準備を進めております。

中国市場については、過去に一時的にクローズしていたeコマースチャネルに関し、市場環境や運営体制を踏まえつつ、将来的な再開を視野に入れた準備を進めております。

これらの取り組みはいずれも、今後の市場環境、パートナーとの協議内容及び社内検討の進捗等を踏まえながら、段階的に判断していく予定です。当社は引き続き、事業リスクを適切に管理しつつ、持続的な成長機会の創出に取り組んでまいります。

#### (在宅・遠隔医療モニタリング機器)

当社が開発する超小型モバイルOCT（光干渉断層計）の「eyeMO」は、眼科において網膜の状態の検査に用いられるOCTの超小型モデルのことで、モバイルヘルスを含む在宅・遠隔医療分野での需要を見据えた在宅眼科医療機器ソリューションです。

ウェット型加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫等の網膜浮腫による網膜疾患患者が自宅にて患者自身で網膜の状態を測定することを可能にする検査デバイスです。インターネットを介して、網膜の構造や視力の変化といった病状の経過を、医師が遠隔で診断できるシステムを確立することにより、個別の患者に適した眼科治療を実現し、視力の維持向上を目指します。2023年1月より、ハーバード大学医学部附属ジョスリン糖尿病センターで、糖尿病網膜症患者のスクリーニング装置として実用可能であるかの評価、及び市販のOCT装置と比較する臨床試験を実施しております。今後も理想的な実用モデルを検証しつつ、パートナー企業との共同開発、商業化の可能性を模索しております。

#### [低分子化合物]

エミクススタト塩酸塩については、主にスターガルト病を適応症とした治療薬としての承認・上市を目標に開発を進めております。2018年11月に開始した第3相臨床試験では主要評価項目及び副次的評価項目を達成せず、治療群間の有意差も確認できなかったものの、その後のサブグループ解析において、ベースライン時の萎縮病巣領域が小さい被験者グループに対して変数減少法による単変量と多変量分析を行い、このサブグループにおける萎縮病巣の進行に影響する独立したベースラインの因子を特定しました。この解析の結果、エミクススタト投与群の24カ月目の黄斑萎縮の進行率が、プラセボ投与群に比べ40.8%抑制されたことを確認しました（ $p=0.0206$ 、エミクススタト投与群  $n=34$ 、プラセボ群  $n=21$ ）。上記の結果にもとづき、改めて第3相臨床試験を実施すべく、米国FDA（米国食品医薬品局）と協議を重ねております。一方で、未承認薬を人道的な目的で利用可能とするコンパッシュネートユース制度（CUP）の活用により早期の収益化を目指しており、グローバルな提携パートナー候補へのアプローチを継続して進めております。当連結会計年度においては、潜在的な提携の可能性（商業化協業を含む）について協議・検討するため、Laboratoires KÔL（本社：フランス・クレルモン＝フェラン、Founder and CEO; Sophie Momège）との間で、意向表明書（Letter of Intent、以下「LOI」）を締結しました。現在は、当該LOIに基づき、エミクススタト塩酸塩の販売権及び独占権に関するライセンス契約について、先方から受領した契約書ドラフトの精査を実施し、速やかな契約締結に向けて実務的な詳細事項について協議中です。

当連結会計年度の事業収益は21百万円（前年度比21.5%減）、売上原価は26百万円（前年度比406.8%増）となりました。研究開発費、販売費及び一般管理費については以下のとおりです。

## 研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、前連結会計年度と比較して233百万円減少（前年度比△42.9%）し、311百万円となりました。これは、エミクススタト塩酸塩、及びウェアラブル近視デバイスの開発費用が減少したことが主な要因です。

(単位：%を除き、千円)

|       | 2024年12月期 | 2025年12月期 | 増減額      | 増減率 (%) |
|-------|-----------|-----------|----------|---------|
| 研究開発費 | 543,835   | 310,546   | △233,289 | △42.9   |

## 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して168百万円減少（前年度比△23.6%）し、543百万円となりました。これは、ウェアラブル近視デバイス Kubota Glassに関する支払報酬、及び特許関連費用が減少したことが主な要因です。

(単位：%を除き、千円)

|            | 2024年12月期 | 2025年12月期 | 増減額      | 増減率 (%) |
|------------|-----------|-----------|----------|---------|
| 販売費及び一般管理費 | 710,515   | 542,991   | △167,524 | △23.6   |

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については主に研究開発機器への投資（使用権資産を含む）であり、その総額は30,934千円であります。

## 3. 資金調達の状況

当社は、新株予約権（行使価額修正条項付）の行使に伴う新株の発行により772百万円、また、第三者割当増資により315百万円の資金調達を行いました。

## 4. 対処すべき課題

### (1) 株主価値の創造

医薬品や医療機器の開発は、新しい市場や社会的価値を生み出すことにつながります。これを実現するためには、有望なパイプラインへの積極的な投資のほか、企業買収等を行うことが重要と考えております。また、すでに販売を開始している医療機器をプロブレムソリューションフィット及びプロダクトマーケットフィットに到達させるべく調査を進め、開発に活かすことも同時に重要と考えております。当社グループは、財務状況を鑑みながらこれらの投資を行い、企業価値を高め、株主価値の創造につなげてまいります。

### (2) 研究開発投資及び事業基盤の整備・確立によるイノベーションと成長の実現

成長を維持し、将来の収益を生み出すためには、研究開発活動への先行投資を継続し、アンメット・メディカル・ニーズに対応する革新的な製品の開発を促進することが重要であります。当社グループが開発中のパイプラインは、革新的な作用メカニズム、あるいは、治療効果を高めるソリューションとなる可能性を秘めております。一日も早く研究開発成果を達成するとともに、事業基盤を整備・確立することでイノベーションと成長の実現に繋げてまいります。

### (3) 資金調達が多様化と安定化

当社グループは事業基盤を強化するために、株式市場からの資金調達だけでなく、パートナー企業との提携を通じた資金の確保、収益の増加と費用削減に焦点を当てた戦略を実施し、必要に応じて資金調達の多様化と安定化を図ってまいります。

### (4) 強力な特許ポートフォリオの維持

当社グループは、知的財産の創造と保護が事業の成功に不可欠であると考えており、市場を選択した上で積極的に特許保護を求めています。特許を取得しない状況においても営業秘密や秘密保持契約に基づき独占的な技術とノウハウを保護してまいります。

### (5) グローバルな経営体制の強化

当社グループはグローバルに事業展開をしております。当社グループの事業にとって、言語や文化、価値観の異なる人々と円滑なコミュニケーションを図り、企業価値の最大化に貢献できる人材が必要不可欠ですが、このようなグローバル人材のニーズは年々高まっており、人材獲得競争は激しくなっています。当社グループは優秀な人材の確保に努め、グローバルな経営体制を強化してまいります。

### (6) 継続的な情報収集

医薬品・医療機器に関連する開発技術は日進月歩で向上しております。そうした最先端技術や各国の法規制の変化、世界の市場の動きなどを常に把握し続ける必要があります。当社グループは多国籍であることの強みを活かし、日本、米国、欧州、アジアにおける独自の情報網を構築しております。そこから得る情報をグループ内で共有し、開発方針や事業戦略に活かしてまいります。

## (7) 重要事象等について

当社グループは眼科領域に特化し、グローバルに医薬品・医療機器等の研究開発・販売を行う眼科医療ソリューション・カンパニーであり、研究開発段階においては先行投資が必要となる事業ポートフォリオから構成されており、

既に商業化しております。ウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>に関しましては、既に販売を開始しております。日本市場に加え、近視関連製品の大市场である中国をはじめ、台湾及びシンガポールを重点市場として位置付け進出を進めております。第4四半期に新たに販売特約店契約及び売買契約を締結した契約先各社や契約候補先と共に、中国全土及び台湾南部を中心とする中華圏市場における販路拡大の基盤整備、並びに医療機関及び眼鏡販売店への展開を通じた市場導入の加速を予定しているものの、本格的な事業収益の立ち上がりは次年度以降にずれ込む見込みです。

在宅・遠隔眼科医療用網膜モニタリング機器 eyeMO<sup>®</sup>につきましても、早期に収益化を図るべく、開発品のライセンスアウト及び業務提携に取り組んでおり、これまで複数企業と契約協議を行ってまいりましたが、現時点では、パートナー企業が見つかっておりません。

エミクススタ塩酸塩に関しましては、早急な上市に向けて早期承認制度や緊急承認制度の利用について当局と協議しているものの、現時点では、日本や米国等で薬事承認を得るためには第3相試験を改めて実施することが必要となっております。そのため引き続き1対2のピボタル試験要件の確認及び研究開発パートナー探しを進めるとともに、スターガルト病を対象とする第3相臨床試験の事後解析であるサブグループ解析の結果をもとに、主に欧州でコンパッションエート・ユース・プログラムを利用した早期収益化に向けた事業活動を推進しておりますが、当連結会計年度終了後に、提携パートナー企業との間で販売契約を締結いたしました。

有価証券の発行による資金調達に関しては、2025年12月期は新株予約権（行使価額修正条項付）の行使と第三者割当増資による払込金額がそれぞれ772百万円及び315百万円となっており、2024年12月期の48百万円と比較すると増加傾向にあるものの、上記のとおり、既に商業化されているウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>の海外からの売上の立ち上がりはずれ込んでおり、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、現金及び現金同等物の残高は2025年12月期末が1,919百万円、2024年12月期末が1,455百万円となっており、2023年12月期末の2,768百万円、2022年12月期末の4,049百万円から減少しております。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

このような状況を鑑み、当社グループは以下のような施策の実行に向けて取り組んでおります。

1. ウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>の複数社との販売特約店契約及び売買契約を通じた中国主要都市をカバーする販売ネットワークの拡充による事業収益の早期立ち上げ。
2. ウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>の中国での販売拡大を後押しする小児近視予防を目的とした臨床試験の早期開始。
3. ウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>の台湾、シンガポールにおける販売特約店契約及び売買契約に

よる販売ネットワークの拡充による事業収益の早期立ち上げ。

- 4.ウェアラブル近視デバイス Kubota Glass<sup>®</sup>の生産体制合理化による品質改善と製造原価低減。
- 5.エミクススタ塩酸塩の主に欧州でのコンパッショネート・ユース・プログラムを利用した早期収益化。
- 6.社内要員体制の見直しによる人件費の削減。
- 7.企業との資本業務提携等、新株予約権（行使価額修正条項付）以外の資金調達。

以上の施策により、事業収入増加、コストの削減並びに資金調達の可能性を高めることで継続企業の前提に対する疑義の解消に努めてまいります。

各施策の成果についての不確実性を考慮してもなお当連結会計年度末現在において、当面の事業展開に必要な資金を十分に確保しており、当社グループは継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                  |      | 第8期                            | 第9期                            | 第10期                           | 第11期                                        |
|----------------------|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------|
|                      |      | (2022年1月1日から<br>2022年12月31日まで) | (2023年1月1日から<br>2023年12月31日まで) | (2024年1月1日から<br>2024年12月31日まで) | (当連結会計年度)<br>(2025年1月1日から<br>2025年12月31日まで) |
| 事業収益                 | (千円) | 8,254                          | 39,887                         | 27,189                         | 21,335                                      |
| 税引前当期損失              | (千円) | △2,015,906                     | △1,489,602                     | △1,332,852                     | △676,253                                    |
| 親会社の所有者に<br>帰属する当期損失 | (千円) | △2,015,906                     | △1,489,602                     | △1,332,852                     | △676,253                                    |
| 基本的1株当たり当期損失         | (円)  | △40.92                         | △26.79                         | △23.65                         | △10.59                                      |
| 資産合計                 | (千円) | 4,419,755                      | 3,016,840                      | 1,541,907                      | 1,979,457                                   |
| 資本合計                 | (千円) | 3,949,535                      | 2,646,732                      | 1,389,755                      | 1,813,832                                   |

(注) 1. 第3期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。

2. 基本的1株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金         | 議決権比率  | 主要な事業内容            |
|----------------------|-------------|--------|--------------------|
| クボタビジョン・インク          | 212,606千米ドル | 100.0% | 眼科に特化した医薬品・医療機器の開発 |
| クボタビジョン・ジャパン<br>株式会社 | 300千円       | 100.0% | 眼科に特化した医薬品・医療機器の販売 |

## 7. 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的として、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。2024年に研究開発拠点を米国から日本に移し、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。

当社グループのパイプライン（開発品群）については、ウェアラブル近視デバイスや在宅・遠隔医療モニタリング機器といった、今後高い成長が期待されている医療機器の分野に経営リソースを重点的に投下しつつ、エミクススタット塩酸塩を中心とする低分子化合物の分野でも継続的に事業化を模索することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

医療機器については、当社グループ独自のアクティブスティミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用して近視を抑制するウェアラブル近視デバイス、及び在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「eyeMO」の開発を進めています。低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタット塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。

その他にも、低分子化合物、医療機器において、早期段階の研究開発を行っております。

当社グループのパイプラインの詳細については、「1. 事業の経過及び成果」をご参照ください。

## 8. 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

- (1) 当社の主要な事業所 本 社：東京都港区
- (2) 子会社の主要な事業所 クボタビジョン・インク：米国 ワシントン州

## 9. 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 8名   | 11名減        |

(注) 当社グループは医療用医薬品・医療機器事業及びこれらに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

- (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 7名   | 1名減       |

## 10. 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 株式の状況（議決権基準日：2026年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 280,000,000株

2. 発行済株式の総数 115,404,288株（自己株式187株を含む。）

(注) 当事業年度における新株予約権の行使等により、発行済株式の総数は58,638,700株増加しております。

3. 株主数 63,621名

### 4. 大株主

| 株主名               | 持株数         | 持株比率   |
|-------------------|-------------|--------|
| 窪田 良              | 40,974,954株 | 35.50% |
| 窪田アセットマネージメント株式会社 | 14,285,700株 | 12.37% |
| 株式会社SBI証券         | 1,175,800株  | 1.01%  |
| さくらGS株式会社         | 500,000株    | 0.43%  |
| 大和証券株式会社          | 352,449株    | 0.71%  |
| 水谷 豊              | 350,000株    | 0.30%  |
| 豊川 秀幸             | 341,500株    | 0.29%  |
| 三嶋 偉一             | 306,600株    | 0.26%  |
| 葛城 秀彦             | 238,000株    | 0.20%  |
| 桜井 和彦             | 231,400株    | 0.20%  |

(注) 1. 持株比率は自己株式（187株）を控除して算出しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

## III 新株予約権等の状況

### 1. 当事業年度の末日に有する当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 取締役（社外取締役、監査等委員を除く）

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数  | 目的となる株式<br>の種類と数   | 保有者数 | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                         |
|----------------------------|----------|--------------------|------|---------------------|--------------------------------|
| 第11回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 747,462個 | 普通株式<br>747,462株   | 1名   | 9.22米ドル             | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで   |
| 第13回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 32,538個  | 普通株式<br>32,538株    | 1名   | 10.14米ドル            | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで   |
| 第23回新株予約権<br>(2019年9月13日)  | 3,470個   | 普通株式<br>347,000株   | 1名   | 303円                | 2021年9月14日から<br>2029年9月13日まで   |
| 第27回新株予約権<br>(2020年9月29日)  | 2,050個   | 普通株式<br>200,500株   | 1名   | 321円                | 2021年9月30日から<br>2030年9月29日まで   |
| 第30回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 4,010個   | 普通株式<br>401,000株   | 1名   | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |
| 第31回新株予約権<br>(2023年11月14日) | 2,000個   | 普通株式<br>200,000株   | 1名   | 79円                 | 2023年11月30日から<br>2033年11月14日まで |
| 第34回新株予約権<br>(2024年11月14日) | 2,000個   | 普通株式<br>200,000株   | 1名   | 63円                 | 2024年11月29日から<br>2034年11月14日まで |
| 第36回新株予約権<br>(2025年6月20日)  | 35,758個  | 普通株式<br>3,575,800株 | 1名   | 47円                 | 2026年6月27日から<br>2035年6月20日まで   |
| 第37回新株予約権<br>(2025年7月16日)  | 59,250個  | 普通株式<br>5,925,000株 | 1名   | 55円                 | 2028年4月1日から<br>2035年3月31日まで    |

(2) 取締役（監査等委員）

該当事項はありません。

### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等（当社使用人、当社コンサルタント、子会社使用人、子会社コンサルタント）に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 3. その他新株予約権等の状況

2025年12月19日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 新株予約権の総数           | 450,000個                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式 45,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権1個当たり0.01円                      |
| 新株予約権の払込期日         | 2025年12月22日                          |
| 新株予約権の行使期間         | 2025年12月23日から2027年12月23日まで           |
| 行使価額及び行使価額の修正条件    | 1株当たり7円                              |
| 割当先                | EVO FUND                             |

## Ⅳ 会社役員 の 状況

### 1. 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

| 地位及び担当                | 氏 名     | 重要な兼職の状況                                                                                                                    |
|-----------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>社長兼最高経営責任者 | 窪 田 良   | クボタビジョン・インク 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者<br>クボタビジョン・ジャパン株式会社 代表取締役会長、社長兼最高<br>経営責任者                                                   |
| 社外取締役<br>監査等委員        | 中 川 祐 輝 | クリアデラ株式会社代表取締役                                                                                                              |
| 社外取締役<br>監査等委員        | 藤 原 正 明 | 株式会社バイカ・セラピューティクス取締役、東京大学大学院農学生<br>命科学研究科One Earth Guardians育成機構非常勤講師、一般社団<br>法人One Earth Guardiansオフィス理事、株式会社凜研究所代表取<br>締役 |
| 社外取締役<br>監査等委員        | 澁 谷 太 志 | 渋谷キャピタルグループ株式会社代表取締役                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役中川祐輝氏、取締役藤原正明氏及び取締役澁谷太志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の構成及び委員長は次のとおりです。  
委員長 中川祐輝、委員 藤原正明、委員 澁谷太志  
当社は、社外取締役中川祐輝氏、藤原正明氏及び澁谷太志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出て  
おります。
3. 当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、常勤監査等委員を選定しておりません。

### 2. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要等

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 3. 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役窪田良氏、取締役中川祐輝氏、取締役藤原正明氏及び取締役澁谷太志氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

#### 5. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、原則として、取締役（監査等委員を除く）に対しては、基本報酬及び株式型報酬の組み合わせにより報酬を支払います。基本報酬及び株式型報酬の構成比率は、経営の状況、各取締役の地位及び責務並びに業界一般に比した競争力等を鑑みて決定されます。なお、基本報酬は年額を決定し、毎月均等額を支払うものとし、株式型報酬については、原則として毎年1回一定の時期に付与するものとしております。当社は、業務執行取締役に対して、基本報酬、賞与及び株式型報酬を支払うものとし、但し、当社業務執行取締役が当社子会社の業務執行取締役を兼務する場合、原則として、当社と当該子会社がその報酬を別途取締役会が合理的に決定する割合により按分して支払うものとし、基本報酬及び賞与と株式型報酬の構成比率は、原則として、概ね7：3となるように設定しております。なお、基本報酬は年額を決定し、毎月均等額を支払うものとし、賞与は原則として毎年1回一定の時期に付与するものとし、株式型報酬は原則として毎年1回一定の時期に付与するものとしております。各取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬の金額及び構成は、経営の状況、各取締役の地位及び責務、従業員の標準的な給与、ならびに独立アドバイザーの提供する調査結果等を踏まえて、株主総会で決議された報酬額の範囲内にて取締役会によって決定されます。なお、独立アドバイザーの提供する調査結果は、能力のある取締役を勧誘し、維持するために、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因についての知見を提供するものです。取締役会は、当社の類似企業群における報酬慣行を勘案して、取締役の報酬基準を毎年見直す責務を負っています。

当社の業務執行取締役の報酬等は、前述のとおり基本報酬、賞与及び株式型報酬で構成されております。賞与（業績連動報酬）の支給割合の決定方針については、独立アドバイザーの提供する調査結果に基づき、取締役会が当社の類似企業群における報酬慣行等を勘案して決定しております。業績連動報酬に係る指標については、当社は開発先行型のバイオベンチャーであるため、一般的に指標として使用されている売上高や営業利益等の経営指標が馴染まないといった特性があります。従いまして、当社では単年度（賞与対象年度）における研究開発プロジェクトの主要なマイルストーン達成状況、事業提携の進捗、新規プロジェクトの導入、キャッシュマネジメントを中心とする財務指標等、極力客観的に評価が可能であると同時に、研究開発型企業として持続的な成長を目指す上で重要と判断される指標を設定しております。これらの指標の達成状況を基にそれに対応する賞与基準額を算定し、最終的に経営状況等を踏まえて総合的に評価し、業績連動報酬の原案に反映させております。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬及び株式型報酬の組み合わせにより構成されるものとし、各監査等委員である取締役への配分は、株主総会で決議された報酬額の範囲内にて監査等委員である取締役の協議により行います。

## 6. 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 支給人員       | 報酬等の種類別の総額             |                 |                       |                       | 報酬等の総額                 |
|----------------------------|------------|------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
|                            |            | 基本報酬                   | 業績連動報酬          | ストックオプション             | 左記のうち、非金銭報酬等          |                        |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 2名<br>(一名) | 12,446千円<br>(一十千円)     | 242千円<br>(一十千円) | 24,554千円<br>(一十千円)    | 24,554千円<br>(一十千円)    | 37,244千円<br>(一十千円)     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 6名<br>(6名) | 15,200千円<br>(一五,200千円) | 一十千円<br>(一十千円)  | 1,019千円<br>(一,019千円)  | 1,019千円<br>(一,019千円)  | 16,219千円<br>(一六,219千円) |
| 合 計<br>(うち社外取締役)           | 8名<br>(6名) | 27,646千円<br>(一五,200千円) | 242千円<br>(一十千円) | 25,573千円<br>(一,019千円) | 25,573千円<br>(一,019千円) | 53,463千円<br>(一六,219千円) |

- (注) 1. 業績連動報酬の金額は、取締役に対する金銭による報酬として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。
2. 非金銭報酬等の内容は、2016年11月21日、2019年9月13日、2020年2月28日、2020年9月29日、2022年11月11日、2023年11月14日及び2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき取締役に対して付与された新株予約権であります。当該新株予約権について、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について、社外取締役が1,019千円、取締役(監査等委員を除く)が24,554千円の費用を、それぞれ損益計算書に計上しております。なお、当該新株予約権の詳細については、「Ⅲ新株予約権等の状況」をご参照ください。
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
4. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2023年4月21日開催の第8期定時株主総会において年額300,000千円以内(うち社外取締役年額50,000千円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、2名(うち社外取締役0名)であります。
5. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2023年4月21日開催の第8期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名であります。

## 7. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役中川祐輝氏、取締役藤原正明氏及び取締役澁谷太志氏の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

重要な兼職先の状況は「1.取締役の状況(2025年12月31日現在)表に記載のとおりでございます。

### (2) 会社または会社の特定関係事業者との関係

全ての社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員(業務執行者を除く)の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び専門性

・ 社外取締役（監査等委員） 牧恵美子

当事業年度に開催された取締役会4回中4回、監査等委員会8回中8回に出席しています。牧氏は、弁護士として、企業法務分野に加えて知財法分野においても豊富な経験と知識を有し、国際的な案件の経験も豊富なことから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

・ 社外取締役（監査等委員） 堀内勉

当事業年度に開催された取締役会4回中4回、監査等委員会8回中8回に出席しています。堀内氏は、金融分野での実務経験の後、長年にわたり大手企業の最高財務責任者（CFO）を勤め、またファイナンス分野の大学教授の立場で幅広く企業経営の分野に携わるなど、上場企業の経営全般、特に財務・経理に関する専門的な知見と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

・ 社外取締役（監査等委員） 吉崎浩一郎

当事業年度に開催された取締役会4回中4回、監査等委員会8回中8回に出席しています。吉崎氏は、投資家としての長年の経験に加え、海外事業を含めた会社経営全般における上場企業、中堅企業及び成長企業に対する豊富なアドバイスの経験、さらに複数社の社外取締役としての経験を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

・ 社外取締役（監査等委員） 中川祐輝

当事業年度に開催された取締役会8回中8回、監査等委員会9回中9回に出席しています。中川氏は、大手証券会社を経て、経営戦略及びM&A等のコンサルティングに従事した経験を有しており、海外事業展開を含む経営全般に関する高度な知見と豊富な経験を備えております。これらに基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行っており、社外取締役としての役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、役員候補者の選定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場から適宜必要な発言を行っております。

・ 社外取締役（監査等委員） 藤原正明

当事業年度に開催された取締役会8回中8回、監査等委員会9回中9回に出席しています。藤原氏は、大手製薬会社等を経て、自ら創業した企業の東証マザーズ上場を成功させるなど、バイオ医薬分野での豊富な経営

実績を有しております。現在は抗体医薬開発企業の代表取締役社長として、新治療法の実用化に尽力されています。これらの専門性と経営手腕に基づき、取締役会では意思決定の妥当性確保に向けた有益な発言を行っており、期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においても、客観的・中立的な立場から適宜必要な発言を行っております。

・ 社外取締役（監査等委員） 澁谷太志

当事業年度に開催された取締役会8回中8回、監査等委員会9回中9回に出席しています。澁谷氏は、M&Aやファンド運用、IPO支援に関する高度な専門性と、CFOとしての豊富な実務経験を有しております。資金調達や中長期経営計画の策定、事業再編を通じた成長戦略の推進に深く精通しており、経営全般の監督に適した知見を備えています。これらの知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益な発言を行っており、期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においても、役員候補者の選定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場から適宜必要な発言を行っております。

## V 会計監査人の状況

1. 名称 三優監査法人

### 2. 報酬等の額

|                                            | 金 額      |
|--------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 | 32,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額        | 32,000千円 |

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査人員数、監査日程、その他報酬見積もりの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致しません。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査等委員会の委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制と運用状況

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の取締役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保するために、以下の体制を含む内部統制システムを整備します。また、当社は必要に応じて、上記システムの評価及び改善を続けていきます。

- (ア) 取締役会、具体的には監査等委員会は、当社の内部統制の十分性を検討します。当社の監査等委員会は、経営管理のため、継続的に会計監査人と内部統制及び当社の計算書類の網羅性及び正確性について意見交換することとしています。
- (イ) 当社は、内部監査につきまして、年間を通じて平準的な業務ではないことに加え、当社のオペレーションが日本と米国に分かれていたことから、アウトソースサービスを活用することにより社内の内部監査業務を平準化し、効率性の高い内部監査体制としております。内部監査人は、企業統治体制に係る内部統制の適切性を包括的かつ客観的に評価し、また、監査等委員会に対して、重要性の高い問題点に取り組むための提案を行い、実務的なレベルで当社の会計監査人と協働してフォローアップを行います。
- (ウ) 当社は、コンプライアンスの促進のため、法令に従い内部規則を制定し、これらの諸規則の取締役及び従業員への周知を徹底しています。また、当社は必要となるコンプライアンスに関連する教育及びトレーニングの機会も提供しています。
- (エ) 当社は、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、違反報告者の保護を図る内部通報システムを構築することにより強化された内部通報規則を制定しています。
- (オ) 当社は、インサイダー取引を防止するために、インサイダー取引防止規程を制定しています。当該規程は、
  - (i) 取締役または従業員等が事業活動に関して取得した内部情報の管理に関する基本的事項、
  - (ii) 取締役または従業員等による株式及びその他の有価証券の売買及びその他の取引の管理及び規制、ならびに
  - (iii) 取締役会計監査人及び従業員に求められる行動規範を定めています。
- (カ) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、係る反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び従業員による職務執行に係る情報の保存及び管理ならびに機密情報の取扱いに関する規程を定め、これらに基づき、該当情報を含む文書及び媒体を適切かつ確実に保持及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。

当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有しませんが、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査等委員会は当社グループの主要な財務リスク及びかかるリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

当社取締役会または適切な委員会は、当社のリスクの確認、管理及び低減に向けた戦略を理解することができるよう、当社のCEO（最高経営責任者）またはその他の経営陣のメンバーから、会社が直面しているリスクについて報告を受領します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、取締役による効率的な職務執行を確保するため十分な員数の取締役を保持します。

(イ) 定例の取締役会を開催し、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、取締役及び従業員の職務執行を監督します。

(ウ) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、CEO（最高経営責任者）及び最高開発責任者が出席する取締役会を少なくとも3カ月に1回開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る機動的な意思決定を行うものとし、また、重要プロジェクトに関する審議を行い、審議の内容によっては、委員会または取締役会において更なる検討を加えます。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するために、当社は、当社の子会社が基本的な運営事項について当社に対して承認申請しなければならないことを定めた、子会社の管理に係る規則及び手続を制定します。また、当社は、子会社が、当社グループの運営基準を理解、強化及び維持するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査を実施するよう確保していきます。

## (6) 監査等委員会監査の状況

当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、監査等委員会の活動を直接補助する取締役または従業員を選任しません。当社は、監査等委員会がその職務（監査等委員会規程に定義されます。）の執行に関連して負担したあるいは負担すると見込まれる合理的な費用につき、委員からの要求に応じて、償還または前払いを行います。

当社の監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から会計監査に係る報告書を受領するとともに、監査等委員会は、監査方針、監査計画及び監査手法に係る問題を解決します。また、監査等委員会の義務の履行のために必要かつ適切と認める場合には、他の会計士、コンサルタント及び専門家から報告書を受領します。監査等委員会は、会計士及びコンサルタントに指揮しまたは追加的にもしくは別途、直接調査する方法により行われた監査及び調査の結果を取締役に報告します。

監査等委員、会計監査人及び内部監査人は、四半期毎に開催される監査等委員会に出席します。監査等委員会においては、監査等委員会、会計監査人及び内部監査人の監査計画、それらによる監査の実施、ならびに問題点及び改善策の進捗に関して報告及び協議が行われるものとします。

監査等委員会は、会計監査人の報酬等に係る決定または有資格の監査法人及びコンサルタントにより許容される業務について承認を与えます。

これらの業務には、監査業務、監査関連業務、税務業務及びその他の業務を含むものとし、これらの業務の承認は、個別業務または業務の区分について詳細化されており、一般に個別の予算制限に従います。監査法人、コンサルタント及び経営陣は、上記の承認に従って監査法人及びコンサルタントにより提供される業務の範囲及びそれまでに実施された業務に係る報酬について、定期的に、監査等委員会に報告します。

なお、法令や規則、会社の方針に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査等委員会に報告することができ、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、外部専門家を効率的に活用しながら、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に報告しております。また、調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで当社の株主資本に対する現金配当を支払ったことがありません。当面は現金配当を行わず、当社の発展及び成長のためにすべての調達可能な資金及び将来の利益を保持する意向であります。当社の将来における株主資本に対する現金配当の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならびに当社の取締役会がその独自の裁量によって関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けます。

### 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目           | 金額               |
|--------------|------------------|
| <b>(資産)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>  | <b>1,968,995</b> |
| 現金及び現金同等物    | 1,918,615        |
| 売上債権         | 350              |
| 棚卸資産         | 3,759            |
| その他の流動資産     | 46,271           |
| <b>非流動資産</b> | <b>10,462</b>    |
| その他の非流動資産    | 10,462           |
| <b>資産合計</b>  | <b>1,979,457</b> |

| 科目               | 金額               |
|------------------|------------------|
| <b>(負債及び資本)</b>  |                  |
| <b>流動負債</b>      | <b>157,373</b>   |
| 買掛金              | 21,358           |
| 未払債務             | 105,631          |
| 未払報酬             | 13,642           |
| リース負債            | 13,989           |
| その他の流動負債         | 2,753            |
| <b>非流動負債</b>     | <b>8,252</b>     |
| リース負債            | 8,252            |
| <b>負債合計</b>      | <b>165,625</b>   |
| <b>資本</b>        |                  |
| 資本金              | 577,576          |
| 資本剰余金            | 28,418,035       |
| 利益剰余金            | △25,732,895      |
| その他の資本の構成要素      | △1,448,884       |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 1,813,832        |
| <b>資本合計</b>      | <b>1,813,832</b> |
| <b>負債及び資本合計</b>  | <b>1,979,457</b> |

# 連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科目                | 金額      |                 |
|-------------------|---------|-----------------|
| <b>事業収益</b>       |         | <b>21,335</b>   |
| <b>事業費用</b>       |         |                 |
| 売上原価              | 26,134  |                 |
| 研究開発費             | 310,546 |                 |
| 販売費及び一般管理費        | 542,991 | 879,671         |
| <b>その他の営業費用</b>   | 36,519  | 36,519          |
| <b>営業損失</b>       |         | <b>△894,855</b> |
| <b>その他の収益及び費用</b> |         |                 |
| 金融収益              | 1,851   |                 |
| 金融費用              | 872     |                 |
| 受取和解金             | 217,872 |                 |
| その他の費用            | 249     | 218,602         |
| <b>税引前当期損失</b>    |         | <b>△676,253</b> |
| <b>当期損失</b>       |         | <b>△676,253</b> |
| <b>当期損失の帰属</b>    |         |                 |
| <b>親会社の所有者</b>    |         | <b>△676,253</b> |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,746,375</b> |
| 現金及び預金          | 1,636,179        |
| 棚卸資産            | 3,759            |
| 前払費用            | 17,179           |
| 未収入金            | 145,797          |
| 未収消費税等          | 27,656           |
| その他             | 468              |
| 貸倒引当金           | △84,664          |
| <b>固定資産</b>     | <b>341,753</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>341,753</b>   |
| 関係会社株式          | 284,547          |
| 長期貸付金           | 60,000           |
| 敷金及び保証金         | 7,205            |
| 貸倒引当金           | △10,000          |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,088,128</b> |

| 科目             | 金額                |
|----------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動負債</b>    | <b>137,735</b>    |
| 未払金            | 52,398            |
| 未払費用           | 58,795            |
| 前受収益           | 2,752             |
| 未払法人税等         | 19,169            |
| 預り金            | 3,316             |
| その他            | 1,302             |
| <b>負債合計</b>    | <b>137,735</b>    |
| <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>株主資本</b>    | <b>1,324,053</b>  |
| <b>資本金</b>     | <b>577,576</b>    |
| <b>資本剰余金</b>   | <b>2,892,835</b>  |
| 資本準備金          | 2,892,835         |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>△2,146,287</b> |
| その他利益剰余金       | △2,146,287        |
| 繰越利益剰余金        | △2,146,287        |
| <b>自己株式</b>    | <b>△71</b>        |
| <b>新株予約権</b>   | <b>626,339</b>    |
| <b>純資産合計</b>   | <b>1,950,392</b>  |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>2,088,128</b>  |

# 損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |                 |
|-----------------|---------|-----------------|
| <b>営業収益</b>     |         | <b>35,814</b>   |
| <b>営業費用</b>     |         |                 |
| 売上原価            | 26,029  |                 |
| 研究開発費           | 213,637 |                 |
| 一般管理費           | 514,880 | 754,547         |
| <b>営業損失</b>     |         | <b>△718,733</b> |
| <b>営業外収益</b>    |         |                 |
| 受取利息            | 2,864   |                 |
| 貸倒引当金戻入額        | 2,014   |                 |
| 雑収入             | 2,817   | 7,696           |
| <b>営業外費用</b>    |         |                 |
| 為替差損            | 1,708   |                 |
| 株式交付費           | 28,319  | 30,027          |
| <b>経常損失</b>     |         | <b>△741,065</b> |
| <b>特別利益</b>     |         |                 |
| 新株予約権戻入益        | 4,286   | 4,286           |
| <b>特別損失</b>     |         |                 |
| 減損損失            | 9,675   | 9,675           |
| <b>税引前当期純損失</b> |         | <b>△746,454</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    |         | 950             |
| <b>当期純損失</b>    |         | <b>△747,404</b> |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

窪田製菓ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

|                        |       |       |
|------------------------|-------|-------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 岩田 亘人 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 川村 啓文 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、窪田製菓ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

窪田製菓ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 岩田 亘人

公認会計士 川村 啓文

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月18日

窪田製菓ホールディングス株式会社 監査等委員会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 監査等委員 | 中川 | 祐輝 | Ⓔ |
| 監査等委員 | 藤原 | 正明 | Ⓔ |
| 監査等委員 | 渋谷 | 太志 | Ⓔ |

(注) 監査等委員 中川 祐輝、藤原 正明、及び渋谷 太志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

# 株主総会会場のご案内

## 会場

東京都新宿区市谷八幡町8番地

T K P市ヶ谷カンファレンスセンター 4階「ホール4A」 TEL 03 (5227) 6911

## 交通

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- J R総武線「市ヶ谷駅」から徒歩2分



※ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。